

そば処いずみ・そば打ち体験館

No.	質問	回答
1	「そば処 いずみ」の名称の変更は可能であるか。	原則、変更することは出来ません。
2	4月以降の開業に合わせ、内装・設備等の点検をしていただき、市の費用で老朽化した箇所を改装いただくことは可能であるか。	緊急の修繕についてはその都度対応いたしますが、その他の修繕につきましては4月までにすべてを修繕することは困難であるため、計画的に実施していきます。
3	市納入金について、最終利益額の〇〇%という指定は可能であるか。	可能です。
4	指定管理料について、「最終赤字額を上限とする」旨の指定は可能であるか。	原則、不可抗力発生時以外の赤字補填の為の指定管理料の増額等の措置を講じることは出来ません。
5	管理業務に関する提案書（様式12号）に、5年間の市納入金・指定管理料を記載するが、会社の業績に応じた変更の相談（年度ごとの交渉）は可能であるか。それとも、提案書に記載された金額に拘束されるのか。	市納入金、指定管理料については、毎年度、当該施設の実績や燃料費高騰などの社会情勢に応じて、市との協議により決定していることから、年度ごとの協議は可能であります。
6	月月売上高、月別利用者数の開示は可能であるか。	令和2年度の月別売上高及び月別利用者数は、別添のとおりです。

そば処いずみ・そば打ち体験館

No.	質問	回答
7	自主事業において、製麺事業を検討している。体験工房の一部を製麺スペースにすることは可能であるか。	体験工房の事業実施に支障とならない範囲において、市の承諾を得た上であれば可能であります。
8	そば粉の仕入れについて、現在条件での取引継続が可能であるか。	仕入れについて、市では把握していないため、現指定管理者に直接確認をお願いいたします。
9	そば粉は、最大何トン（年間）まで仕入れが可能であるか。	仕入れについて、市では把握していないため、現指定管理者に直接確認をお願いいたします。
10	現在の従業員の方の継続雇用の可否（勤続日数とうは弾力的に対応する）、スキルマップの開示は可能であるか。	従業員の雇用に関しては、市では把握していないため、現指定管理者に直接確認をお願いいたします
11	そば打ち・そばつゆのレシピ開示は可能であるか。また、現在の味を継承するため、開業までの数か月間、可能であれば開業後も定期的に技術指導をいただくことは可能であるか。	レシピの開示、技術指導について、市で判断することはできないため、現指定管理者に直接確認をお願いいたします。